山歩の会 事故防止、遭難対策に関する規程

(2023年12月20日改訂)

第1条 目 的

この規程は、会則第28条に定める事故、遭難について具体的に定め、事故、遭難等を防ぐこと、又、万一発生した場合には混乱することなく適切に対応を図ることを目的とする。

第2条 事故、遭難防止

山行については、リーダーを中心に団結し、会員一人一人が絶対に事故を起こさないという自覚のもとに、最善の注意を払った行動を心がけるものとする。

第3条 山行リーダー

- 1 山行リーダーは、参加者募集において山行グレードや時期(季節や天候等)を考慮し、 技術や体力面で無理があると考えられる希望者には、参加を断ることができる。 またリーダーの負荷軽減等のため、人数制限を行うことができる。
- 2 山行リーダーは、登山届を警察署または登山口の登山ポスト等に提出しなければならない。ただ し、軽いハイキング等の場合は省略も可とする。
- 3 山行中の行動や計画変更は参加者全員の総意に基づくものとし、山行リーダーが最終判断する。 また、大幅なコース変更等の場合は留守宅本部に連絡を要するものとする。
- 4 山行リーダーは、山行の事故についてその大小にかかわらず、詳細を役員会に報告しなければならない。下記のイからホのいずれかに該当する場合は、リーダーまたは事故当事者が事故報告書を作成し、会報に掲載し、例会にて報告しなければならない。
 - イ. 救助要請を行った場合。
 - ロ. 事故等により負傷者が発生し、予定の山行を断念した場合。事故等の当事者・介護者のみの 離脱も含む。
 - ハ. 負傷・病気等により、現地での処置に時間を要した(概ね1時間以上)場合。
 - ニ. 道迷い等で、ビバークを余儀なくされた場合。
 - ホ. 山行リーダーまたは事故当事者が、再発防止のために全会員への周知を必要とみなした場合。

第4条 山行参加者

- 1 山行に参加する会員は、役割分担を受け持つと共に、山行に応じた事前準備(体力トレーニング、事前学習及び調査等)を行い、自分で判断して申し込むものとする。
- 2 山行参加者は、いかなる山行においても、最低限の装備(雨具、ヘッドランプ、地図、 非常食、飲料水等)を持たないで山行に参加してはならない。
- 3 山行は、会員が自らの意志で参加するものであって強制されるものではない。したがって、山行中の事故も自らの責任において処置することを原則とする。
- 4 山行中に生じた事故に対する救助活動費用負担は、各人が加入している山岳保険を中心に事故者 側において負担するものとする。

第5条 山歩の会(以下「会」という。)

1 第3条第4項で山行の事故について役員会に報告があった場合は、会は役員会において事例を基に、

会員への安全登山教育指導につなげることとする。

2 山行中に生じた事故により遭難対策本部を立ち上げるような場合は、役員会で協議のうえ「遭難対策特別会計」の中から、立替金、見舞金、外部の救急関係者への謝礼、その他必要経費等(要否、金額については都度役員会で決定)を支払うものとする。なお、会はそれ以上の責任は負わない。

第6条 遭難・捜索

- 1 不幸にして遭難し「遭難救助要請連絡者」となった会員(含むパーティー)は「警察・消防」へ通報するとともに、会の「留守宅本部」へも状況を連絡し、応援の要否を連絡する。
- 2 留守宅本部は遭難連絡を受けた場合、直ちに電話、メール等にて該当会員の緊急連絡先並びに役員、会員へ遭難状況及び協力可否の連絡を行う。
- 3 会長・副会長及び役員会メンバーは場所を決めて集まり、「警察・消防」との情報交換 を基に「山歩の会遭難対策本部(以下、本部)」の立上げ可否を決定する。必要がないと 判断した場合、収束するまでの間は会長・副会長が継続対応する。
- 4 現地との打ち合わせの上、本部の判断により現地派遣の必要が生じた場合、役員を現地 入りさせ情報収集を行う。なお、状況により現地捜索隊に加わり捜索活動に入る。また、 救助活動には会として全力を尽くす。
- 5 現地及び「警察・消防」と情報交換を行いながら、継続対応を取り、収束させる。